

山梨県立大学キャリアサポートセンター運営規程

(平成22年4月1日制定 大学8201号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第27条第2項の規定に基づき、山梨県立大学キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、山梨県立大学の学生一人ひとりのキャリア形成及び就職に関し必要な支援を、学部及び教職員と連携して行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア形成及び就職に関する支援についての企画及び立案に関すること。
- (2) キャリア形成支援業務の実施に関すること。
- (3) 就職支援業務の実施に関すること。
- (4) 職業紹介業務に関すること。
- (5) その他キャリア形成及び就職に関する支援について必要な専門的業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) キャリアアドバイザー
- (3) 学生支援課長
- (4) 就職相談員
- (5) その他必要な職員

2 前項各号の職員は、理事長が任命する。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、山梨県立大学キャリアサポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターの事務は、学生支援課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。